

議員提案条例や議会からの提言内容の 検証手法構築について

令和4年2月

大津市議会

第1 検証手法の構築の目的

議員提案により制定した条例（以下「議員提案条例」といいます。）について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及びその内容を社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。また、議会が実施した提言についても、事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めることを目的とします。

第2 議員提案条例の検証手法について

1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。

なお、対象となる議員提案条例を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします（例えば、災害対策特別委員会のような委員会が設置されている場合に、災害等対策基本条例の検証を行うことになったときは、総務常任委員会ではなく、当該特別委員会が行うこととします。）。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

2 検証の対象

(1) これまでに制定した議員提案条例について

ア 大津市議会におけるこれまでの議員提案条例の制定実績

分類	条例名	施行	(参考)所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	(1) 大津市子どものいじめの防止に関する条例	平成 25 年 4 月	総務・教厚
	(2) 大津市災害等対策基本条例	平成 27 年 4 月	総務
	(3) 大津市がん対策推進条例	平成 28 年 4 月	教厚
議会の内部的事項を定めた条例	(4) 大津市議会政務活動費交付条例	平成 13 年 4 月	議運
	(5) 大津市議会議員政治倫理条例	平成 23 年 12 月	議運
	(6) 大津市議会会議条例	平成 26 年 2 月	議運
	(7) 大津市議会傍聴条例	平成 26 年 2 月	議運
	(8) 大津市議会委員会条例	平成 26 年 2 月	議運

	(9) 大津市議会委員会等傍聴条例	平成 26 年 2 月	議運
	(10) 大津市議会基本条例	平成 27 年 4 月	議運
	(11) 大津市議会意思決定条例	平成 29 年 4 月	議運

イ これまでに制定した議員提案条例のうち、検証の対象とするもの

これまでに制定した議員提案条例のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手續等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「政治倫理条例」と「議会基本条例」の2本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考)

前項及びこの項を踏まえると、第1回目の検証の対象となる条例及び検証主体は、次のとおりとなります。

【議員提案条例の第1回目の検証】

検証の対象となる条例	検証主体
大津市子どものいじめの防止に関する条例	総務・教育厚生常任委員会連合審査会
大津市災害等対策基本条例	総務常任委員会
大津市がん対策推進条例	教育厚生常任委員会
大津市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
大津市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する議員提案条例について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」については、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会における承認を経たものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、令和4年度の6月通常会議から実施するものとします。

ただし、議会基本条例の検証については、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価とも密接に関連性を有すること、議会活動の評価は議会運営委員会が中心となっていて行われること等から、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価と合わせて検証を実施することとします。

なお、議会活動の評価の開始時期に合わせる関係から、議会基本条例については、令和4年度から検証を開始するものの、6月通常会議と前後して開始する場合があります。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の6月通常会議から、各委員会において、検証対象とした議員提案条例を対象として実施するものとします。

第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当該議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。

ただし、議会基本条例については、第1回目の検証と同様に、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価と合わせて実施することとします。

なお、検証実施日から1年以内に施行された議員提案条例については、議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

4 検証の流れ

(1) 条例に係る各種事業の実施状況等についての執行部からの報告

検証の開始に際し、執行部における条例に係る各種事業の実施状況等の確認のため、執行部から条例の条文ごとに関連する取組とその成果、課題等を記載した資料（執行部における取組状況等報告書（様式第1号））の提出を受けるとともに、必要に応じて各委員会において執行部から説明を受けることとします。

(2) 議会における検証

執行部から提出を受けた報告書等を基に、個々の委員（議員）が、それぞれの意見を所定の「議員意見提出票」（様式第2号）に記載して委員長に提出し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

(3) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとまった後、議会運営委員会における承認を経て、大津市議会として、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

(4) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることとします。

5 その他

(1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した議員提案条例について、議会側で一部改正等を行う必要が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

(2) 検証制度の運用開始後における、検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることも考えられますが、検証を実施する中で得られた気づきを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることも考えられます。

そこで、当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

(図1) 議員提案条例の検証のタイムスケジュール(イメージ)

時期	議会	執行部
6月通常会議	(検証開始)	
		← 執行部における取組状況等報告書(様式第1号)の作成、提出
		← 委員会において執行状況等の説明
	議員による議員意見提出票(様式第2号)の記入、提出	
	↓	
休会中 (7月~8月)	委員会における意見の集約	
	↓	
	検証結果報告書の作成	
	↓	
9月通常会議	委員会における検証結果報告書の承認	
	↓	
	議会運営委員会における承認	
	↓	
	本会議における委員長報告	
	↓	
	議長から市長へ検証結果報告書の送付	→
翌年2月末までに (執行部と調整)		← 書面による回答書の作成、提出

第3 議会が実施した提言の検証手法について

1 大津市議会が直近5年間に実施した提言の実績

提言の概要	実施時期	(参考) 所管委員会
(1) 議会における行政評価(次年度予算編成に向けた提言)【議長から市長へ】(※試行実施)	平成29年11月	総務・教厚・生産・施設
(2) 議会における行政評価(次年度予算編成に向けた提言)【議長から市長へ】	平成30年10月	総務・教厚・生産・施設
(3) 政策形成過程における住民参加の在り方(討論型世論調査)導入に向けた提言【議長から市長へ】	平成30年10月	生産
(4) 若者の投票率向上に向けた提言【政策検討会議での検討を踏まえ、議長から執行機関(教育委員会、選挙管理委員会)へ】	平成31年3月	総務・教厚
(5) 地域包括ケアシステムの構築に向けた提言【教育厚生常任委員会での調査・研究の成果として委員長から市長へ】	令和2年3月	教厚
(6) 新型コロナウイルス感染症の再発防止と「新たな日常」の確立に向けた提言【議長から市長へ】	令和2年6月	総務・教厚・生産・施設

2 提言の検証手法について

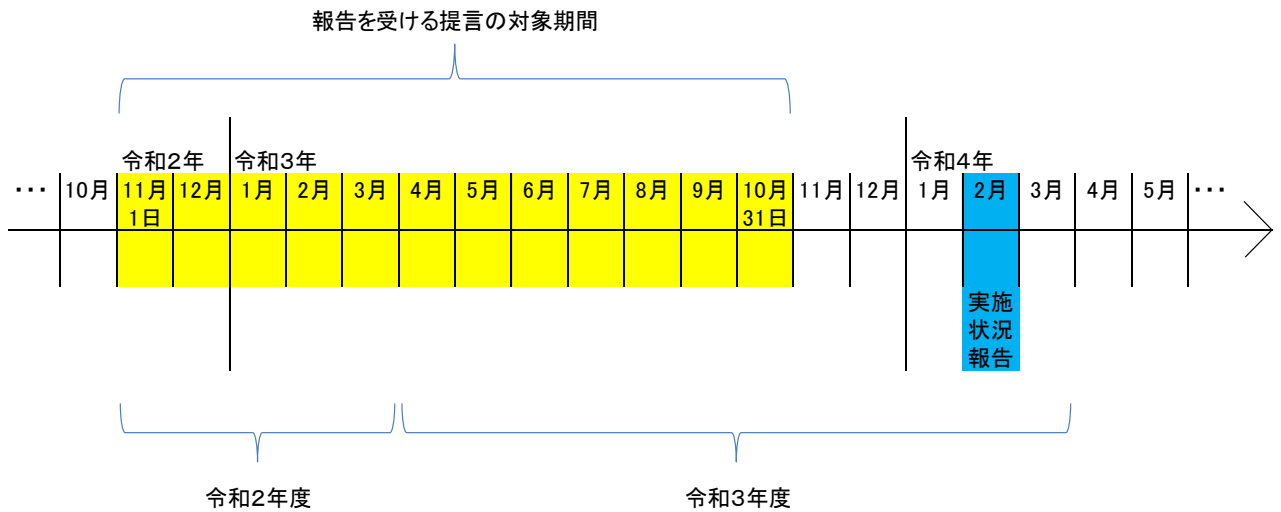
(1) 提言内容の実施状況等に関する執行部からの報告

議会が実施した提言については、請願に係る執行部からの報告に準じて、毎年度、2月通常会議の開会日(=再開日)までに、その前年度の11月1日から当年度の10月31日までの間に実施した提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします(図2を参照)。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

なお、過去に既に実施した提言については、執行部は提言後に議会から実施状況等の検証を受けることを認識しておらず、その予測可能性を欠くこと等に鑑み、いずれも報告の対象外とします。

(図2) 実施状況等の報告を受ける提言の範囲(期間)のイメージ



(2) 議会側の対応

議会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、請願に係る執行部からの報告に準じて、全議員に当該報告を通知します。

そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、対象となる提言を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とすることや、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは連合審査会として議論すること、各常任委員会において検証を行うときは基本的に所管事務調査として実施すること等についても、議員提案条例の検証に準じます。

(3) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

(記載例)

「なお、本件提言については、原則として 年2月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめ御承知おきください。」

(4) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要があるときは、議会運営委員会を主体として議論することについても、議員提案条例の検証に準じます。

様式集

様式第1号

執行部における取組状況等報告書

担当所属名 _____ 部 _____ 課

所管する条例 _____ 条例（ _____ 年条例第 _____ 号）

条例の条文	執行部における取組、成果、課題等
() 第1条	
() 第2条	
() 第3条	
() 第4条	

議員意見提出票

(提出者（議員名）)

提出期限： 年 月 日（ ）
提出先：

検証対象条例	大津市 条例（ 年条例第 号）	
評価（総括）	<input type="checkbox"/> 運用の改善を求めるとともに、条例の見直しを検討すべきである。 <input type="checkbox"/> 運用の改善を求めが、条例の見直しの必要はない。 <input type="checkbox"/> 運用の改善の必要はないが、条例の見直しを検討すべきである。 <input type="checkbox"/> 運用の改善及び条例の見直しの必要はない。 <input type="checkbox"/> 引き続き運用の状況等を見守り、経過を見定めることとする。	
当該条例の該当条文	条例に係る取組等に対する執行部への質問、現状の課題、改善策等について	
第 条第 項第 号		
第 条第 項第 号		

当該条例の該当条文	条例に係る取組等に対する執行部への質問、現状の課題、改善策等について
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	
第 条第 項第 号	

条例の運用状況等の検証を行う際の視点（参考）

①必要性	<ul style="list-style-type: none">• 条例を制定した目的は、制定後の時間の経過にかかわらず、現在でも必要性を有しているか。• 条例の個々の規定は、現在でもそれぞれ条例の目的を達成するために必要不可欠であるか。• 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要があるか。
②適法性	<ul style="list-style-type: none">• 根拠法令がある場合、その法令に抵触していないか。• 憲法その他の法令に抵触しているとの評価を受けるおそれはないか。• 近年の判例の動向に適合しているか。• 規制型の条例の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていないか。
③有効性	<ul style="list-style-type: none">• 条例に基づき市が実施している事業は、当該条例の目的の達成のために有効に寄与しているか。• 条例に規定している手段は、関係する法令・条例と重複していないか。• 条例の規定の効果を疑問視する意見を受けたことはないか。• 条例の規定を廃止、改正等した場合に、明らかな支障が認められないか。
④効率性	<ul style="list-style-type: none">• 条例の規定に基づき市が実施している事業等のために、どの程度のコストを要しているか。 (※コスト＝補助金等の事業に係る事業費及び事務費、法令や条例を執行するための担当職員の人件費等)• 条例の規定に基づいて市が実施している事業等の費用対効果は適切であるか (より少ないコストで同じ目的を達成できる他の手段はないか。)
⑤公平性	<ul style="list-style-type: none">• 条例の執行に当たって、その効果及びコストは市民に公平に分配されているか (一部の市民だけが条例の執行による効果を楽しんでいないか。一部の市民だけが条例の執行に伴うコストを負担していないか。)• 合理的な理由なく不平等な取扱いが行われていないか。
⑥その他	<ul style="list-style-type: none">• 条例の内容は、現在の社会情勢等に合致しているか。• 条例の内容は、市の計画等とも整合しているか。• 条例において、市民（団体）、NPOその他の市以外の主体との連携や協働に配慮しているか。• 市民等から条例の一部改正や廃止などを求める意見を受けたことはないか。• 条例の中に、社会情勢の変化等に伴って適切でなくなった表現はないか。

※ここに列挙した全ての視点が全ての条例に当てはまるものではないため、必要に応じて適宜取捨選択の上、参照してください。